平成 22 年 5 月 24 日

各　位

会 社 名　　株式会社コスモスイニシア
代表者名　　代表取締役社長　高木 嘉幸
（ JASDAQ コード 8844 ）
問合せ先　　経営企画室 室長　野崎 勇一
（ TEL. 03-3580-2680 ）

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 5 月 24 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 22 年 6 月 29 日開催予定の第 41 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．提案の理由

(1) 子会社における今後の事業展開に備えるため、事業目的の追加を行うものであります。（変更案第２条）

(2) 平成 21 年 12 月 30 日を一斉取得日としてＡ種優先株式を普通株式に転換したため、Ａ種優先株式は現在発行されておらず、今後発行する予定もないため、現行定款第 11 条の２を削除するとともに関連する規定を修正するものであります。（変更案第５条、第７条、第 11 条の２、第 11 条の３及び第 11 条の４）

(3) 平成 22 年４月１日付で、株式会社ジャスダック証券取引所が株式会社大阪証券取引所と合併したことにより解散し、株式会社大阪証券取引所が存続会社となっていることから、関連する規定を修正するものであります。（変更案第 11 条の２及び第 11 条の３）

(4) 取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を２年から１年に短縮することとし、所要の変更を行うものであります。（変更案第 20 条）

２．変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

３．日程

定款変更のための株主総会開催日　平成 22 年６月 29 日
定款変更の効力発生日　　平成 22 年６月 29 日

以上

（別紙）

（下線は変更箇所を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
第１章　総則	第１章　総則
（目　的）	（目　的）
第２条　（記載省略）	第２条　（現行どおり）
（1）～（13）　（記載省略）	（1）～（13）　（現行どおり）
（新　設）	（14）貨物利用運送に関する業務
（14）　（記載省略）	（15）　（現行どおり）
第２章　株式	第２章　株式
（発行可能株式総数）	（発行可能株式総数）
第５条　（記載省略）	第５条　（現行どおり）
２　当会社の各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。 普通株式　505,000,000 株 Ａ種優先株式　6,500,000 株 第１種優先株式　31,500,000 株 劣後株式　20,000 株	２　当会社の各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。 普通株式　505,000,000 株 第１種優先株式　31,500,000 株 劣後株式　20,000 株
（単元株式数）	（単元株式数）
第７条　当会社の単元株式数は、普通株式、Ａ種優先株式、第１種優先株式および劣後株式のそれぞれにつき 100 株とする。	第７条　当会社の単元株式数は、普通株式、第１種優先株式および劣後株式のそれぞれにつき 100 株とする。
第２章の２　種類株式	第２章の２　種類株式
（Ａ種優先株式）	（削　除）
第 11 条の２　当会社の発行するＡ種優先株式の内容は次のとおりとする。	
（Ａ種優先配当金）	
１　当会社は、期末配当金の支払いを行うときは、Ａ種優先株式を有する株主（以下「Ａ種優先株主」という。）またはＡ種優先株式の登録株式質権者（以下「Ａ種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、かつ第 11 条の５の定める支払順位に従い、Ａ種優先株式１株につき次号に定める額の金銭（以下「Ａ種優先配当金」という。）を支払う。但し、当該事業年度において次項に定めるＡ種優先中間配当金を支払ったときは、当該Ａ種優先中間配当金を控除した額とし、これに優先して支払われるＡ種累積未払配当金は控除しないものとする。	

(2) Ａ種優先配当金の額は、Ａ種優先株式の発行価額（１株につき 1,000 円）に、それぞれの事業年度毎に 8.0％を乗じて算出した額とする。 （Ａ種優先中間配当金） ２　当会社は、中間配当金の支払いを行うときは、Ａ種優先株主またはＡ種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、かつ第 11 条の５の定める支払順位に従い、前項第(2)号に定める額の２分の１を限度（かかる限度額からは、これに優先して支払われるＡ種累積未払配当金は控除しない。）として、取締役会の決議で定める額の金銭（以下「Ａ種優先中間配当金」という。）を支払うものとする。 （累積条項） ３　ある事業年度においてＡ種優先株主またはＡ種優先登録株式質権者に対して支払う１株当たり配当金（中間配当金を含む。）の額が第１項第(2)号に定めるＡ種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積するものとする（以下「Ａ種累積未払配当金」という。）。Ａ種累積未払配当金は、翌事業年度以降、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、かつ第 11 条の５の定める支払順位に従い支払われるものとする。 （非参加条項） ４　Ａ種優先株主またはＡ種優先登録株式質権者に対しては、Ａ種優先配当金を超えて配当は行わない。	

（残余財産の分配） ５　当会社の残余財産の分配をするときにおいて、第１種優先株式を有する株主（以下「第１種優先株主」という。）または第１種優先株式の登録株式質権者（以下「第１種優先登録株式質権者」という。）に対して第11条の３に従い残余財産の分配をした後に残余財産があるときは、Ａ種優先株主またはＡ種優先登録株式質権者に対し、普通株主、普通登録株式質権者、劣後株式を有する株主（以下「劣後株主」という。）および劣後株式の登録株式質権者（以下「劣後登録株式質権者」という。）に先立ち、Ａ種優先株式１株につきＡ種優先株式の発行価額（１株につき 1,000円）にＡ種累積未払配当金相当額および１株につき残余財産の分配日の属する事業年度におけるＡ種優先配当金の額を残余財産の分配日の属する事業年度の初日から残余財産の分配日までの日数（初日および分配日を含む。）で日割り計算した額（円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。）を加えた金額を支払う。但し、当該事業年度においてＡ種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額を支払うものとする。Ａ種優先株主またはＡ種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。 （議決権） ６　Ａ種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。 （株主との合意による取得） ７　当会社は、法令に定めある場合を除き、全てのＡ種優先株式が転換（取得と引換えに普通株式を交付することを意味する。）、償還（取得と引換えに金銭を交付することを意味する。以下同じ。）または当会社に取得されるまでの間、普通株主との合意により普通株式を有償で取得することはできない。なお、当会社がＡ種優先株式を有償で取得する場合において、Ａ種優先株式以外の株式の株主は、当会社に対して自己の保有するＡ種優先株式以外の株式の取得を求めることはできない。	

（強制償還） ８　当会社は、いつでも、当会社の取締役会が別に定める日（以下「償還日」という。）をもって、Ａ種優先株主の意思にかかわらずＡ種優先株式の全部または一部を償還すること（以下「強制償還」という。）ができる。一部について強制償還をする場合は、抽選または各Ａ種優先株主の保有するＡ種優先株式の数に応じた按分比例により行う。償還価額（取得と引換えに交付する金銭の額を意味する。以下同じ。）は、Ａ種優先株式１株につきＡ種優先株式の発行価額（１株につき 1,000 円）に、Ａ種累積未払配当金相当額および償還日の属する事業年度におけるＡ種優先配当金の額を償還日の属する事業年度の初日から償還日までの日数（初日および償還日を含む。）で日割り計算した額（円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。）を加算した額とする。但し、当該事業年度においてＡ種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した金額とする。 （株式の分割、募集株式の割当て等） ９　当会社は、法令に定める場合を除き、Ａ種優先株式について株式の分割は行わない。 (2)　当会社は、Ａ種優先株主には、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。	

（普通株式への一斉転換） 10　当会社は、平成21年12月30日（以下「一斉取得日」という。）をもって、当会社が発行するＡ種優先株式の全部を取得するものとし、Ａ種優先株式１株を取得するのと引換えに、Ａ種優先株主に対して、Ａ種優先株式の発行価額（１株につき1,000円）を一斉取得日に先立つ20取引日目に始まる20取引日の株式会社ジャスダック証券取引所（その承継人を含み、当会社の普通株式が株式会社ジャスダック証券取引所に上場していない場合は、当会社の普通株式を上場または登録している他の金融商品取引所または店頭売買有価証券市場（複数ある場合は、当会社の普通株式の出来高、値付率等を考慮して最も適切と判断される金融商品取引所または店頭売買有価証券市場）をいう。以下同じ。）における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数は除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。）で除して得られる数の普通株式を交付する。Ａ種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に１株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。	
（第１種優先株式） 第11条の３　（記載省略） （第１種優先配当金） １　当会社は、期末配当金の支払いを行うときは、第１種優先株主または第１種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、かつ第11条の５の定める支払順位に従い、第１種優先株式１株につき次号に定める額の金銭（以下「第１種優先配当金」という。）を支払う。但し、当該期末配当金にかかる基準日の属する事業年度中の日を基準日として次項に定める第１種優先中間配当金を支払ったときは、当該第１種優先中間配当金を控除した額とする。 (2)　（記載省略）	（第１種優先株式） 第11条の２　（現行どおり） （第１種優先配当金） １　当会社は、期末配当金の支払いを行うときは、第１種優先株式を有する株主（以下「第１種優先株主」という。）または第１種優先株式の登録株式質権者（以下「第１種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、かつ第11条の４の定める支払順位に従い、第１種優先株式１株につき次号に定める額の金銭（以下「第１種優先配当金」という。）を支払う。但し、当該期末配当金にかかる基準日の属する事業年度中の日を基準日として次項に定める第１種優先中間配当金を支払ったときは、当該第１種優先中間配当金を控除した額とする。 (2)　（現行どおり）

（第１種優先中間配当金） ２　当会社は、中間配当金の支払いを行うときは、第１種優先株主または第１種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、かつ第 11 条の５の定める支払順位に従い、前項第(2)号に定める額の２分の１を限度として、取締役会の決議で定める額の金銭（以下「第１種優先中間配当金」という。）を支払うものとする。 （累積条項） ３　第１種優先株主または第１種優先登録株式質権者に対して支払う第１種優先株式１株当たりの剰余金の配当の額が第１種優先配当金の額に達しないときは、その第１種優先株式１株当たりの不足額（以下「第１種累積未払配当金」という。）は翌事業年度以降に累積する。第１種累積未払配当金については、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、かつ第 11 条の５の定める支払順位に従い、第１種優先株式１株につき第１種累積未払配当金の額に達するまで、第１種優先株主または第１種優先登録株式質権者に対して金銭にて支払う。 （非参加条項） ４　（記載省略） （残余財産の分配） ５　（記載省略） （議決権） ６　（記載省略） （普通株式を対価とする取得請求権） ７　（記載省略） (1)　（記載省略） (2)　（記載省略）	（第１種優先中間配当金） ２　当会社は、中間配当金の支払いを行うときは、第１種優先株主または第１種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、かつ第 11 条の４の定める支払順位に従い、前項第(2)号に定める額の２分の１を限度として、取締役会の決議で定める額の金銭（以下「第１種優先中間配当金」という。）を支払うものとする。 （累積条項） ３　第１種優先株主または第１種優先登録株式質権者に対して支払う第１種優先株式１株当たりの剰余金の配当の額が第１種優先配当金の額に達しないときは、その第１種優先株式１株当たりの不足額（以下「第１種累積未払配当金」という。）は翌事業年度以降に累積する。第１種累積未払配当金については、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、かつ第 11 条の４の定める支払順位に従い、第１種優先株式１株につき第１種累積未払配当金の額に達するまで、第１種優先株主または第１種優先登録株式質権者に対して金銭にて支払う。 （非参加条項） ４　（現行どおり） （残余財産の分配） ５　（現行どおり） （議決権） ６　（現行どおり） （普通株式を対価とする取得請求権） ７　（現行どおり） (1)　（現行どおり） (2)　（現行どおり）

(3) 取得価額の修正 取得価額は、平成 21 年 10 月 30 日以降平成 45 年６月 30 日（同日を含む。）までの毎年６月 30 日および 12 月 31 日（以下、それぞれ「修正基準日」という。）における時価（以下に定義される。）の 90%（円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。以下「修正基準日価額」という。）が、当該修正基準日に有効な取得価額を下回る場合には、当該修正基準日をもって当該修正基準日価額に修正される（以下、本号においてかかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。）。但し、平成 25 年７月１日以降、修正後取得価額が平成 25 年６月 30 日における取得価額の 30%に相当する額（但し、第(4)号に規定する事由が生じた場合、第(4)号に準じて調整されるものとし、以下「下限取得価額」という。）を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とする。 修正基準日における時価は、各修正基準日に先立つ 45 取引日目に始まる連続する 30 取引日（以下、本号において「時価算定期間」という。）の株式会社ジャスダック証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。）とする。 なお、時価算定期間中に第(4)号に規定する事由が生じた場合、上記の終値（気配表示を含む。）は第(4)号に準じて当会社が適当と判断する値に調整される。	(3) 取得価額の修正 取得価額は、平成 21 年 10 月 30 日以降平成 45 年６月 30 日（同日を含む。）までの毎年６月 30 日および 12 月 31 日（以下、それぞれ「修正基準日」という。）における時価（以下に定義される。）の 90%（円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。以下「修正基準日価額」という。）が、当該修正基準日に有効な取得価額を下回る場合には、当該修正基準日をもって当該修正基準日価額に修正される（以下、本号においてかかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。）。但し、平成 25 年７月１日以降、修正後取得価額が平成 25 年６月 30 日における取得価額の 30%に相当する額（但し、第(4)号に規定する事由が生じた場合、第(4)号に準じて調整されるものとし、以下「下限取得価額」という。）を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とする。 修正基準日における時価は、各修正基準日に先立つ 45 取引日目に始まる連続する 30 取引日（以下、本号において「時価算定期間」という。）の株式会社大阪証券取引所（但し、平成 22 年３月 31 日までは株式会社ジャスダック証券取引所。なお、株式会社大阪証券取引所の承継人を含み、当会社の普通株式が株式会社大阪証券取引所に上場していない場合は、当会社の普通株式を上場または登録している他の金融商品取引所または店頭売買有価証券市場（複数ある場合は、当会社の普通株式の出来高、値付率等を考慮して最も適切と判断される金融商品取引所または店頭売買有価証券市場）をいう。以下同じ。）における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。）とする。 なお、時価算定期間中に第(4)号に規定する事由が生じた場合、上記の終値（気配表示を含む。）は第(4)号に準じて当会社が適当と判断する値に調整される。

(4) 取得価額の調整 (a) （記載省略） (b) （記載省略） (c) （記載省略） (d) 取得価額調整式に使用する普通株式１株当たりの時価は、調整後転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社ジャスダック証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。）とする。 (e) （記載省略） （金銭を対価とする取得請求権） ８ （記載省略） （普通株式を対価とする取得条項） ９ 当会社は、第１種転換請求期間中に取得請求のなかった第１種優先株式の全部を、第１種転換請求期間の末日の翌日が到来することをもって普通株式の交付と引換えに取得するものとし、当会社は、かかる第１種優先株式を取得するのと引換えに、かかる第１種優先株式の数に1,000 円を乗じて得られる額を第１種転換請求期間の末日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社ジャスダック証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。なお、かかる期間中に第７項第(4)号に規定する事由が生じた場合、上記の終値は第７項第(4)号に準じて当会社が適当と判断する値に調整される。）で除して得られる数の普通株式を第１種優先株主に対して交付するものとする。第１種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に１株に満たない端数がある場合には、会社法第 234 条に従ってこれを取扱う。 （金銭を対価とする取得条項） 10 （記載省略） （株式の併合または分割、募集株式の割当て等） 11 （記載省略）	(4) 取得価額の調整 (a) （現行どおり） (b) （現行どおり） (c) （現行どおり） (d) 取得価額調整式に使用する普通株式１株当たりの時価は、調整後転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社大阪証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。）とする。 (e) （現行どおり） （金銭を対価とする取得請求権） ８ （現行どおり） （普通株式を対価とする取得条項） ９ 当会社は、第１種転換請求期間中に取得請求のなかった第１種優先株式の全部を、第１種転換請求期間の末日の翌日が到来することをもって普通株式の交付と引換えに取得するものとし、当会社は、かかる第１種優先株式を取得するのと引換えに、かかる第１種優先株式の数に1,000 円を乗じて得られる額を第１種転換請求期間の末日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社大阪証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。なお、かかる期間中に第７項第(4)号に規定する事由が生じた場合、上記の終値は第７項第(4)号に準じて当会社が適当と判断する値に調整される。）で除して得られる数の普通株式を第１種優先株主に対して交付するものとする。第１種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に１株に満たない端数がある場合には、会社法第 234 条に従ってこれを取扱う。 （金銭を対価とする取得条項） 10 （現行どおり） （株式の併合または分割、募集株式の割当て等） 11 （現行どおり）

（劣後株式） 第11条の4　（記載省略） （剰余金の配当） 1　当会社は、劣後株主または劣後登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行わない。 （残余財産の分配） 2　当会社の残余財産を分配するときにおいて、第１種優先株主もしくは第１種優先登録株式質権者およびＡ種優先株主もしくはＡ種優先登録株式質権者に対して第11条の２および第11条の３に従い残余財産の分配をした後に残余財産があるときは、普通株主または普通登録株式質権者に対して、劣後株主または劣後登録株式質権者に先立ち、普通株式１株につき第(3)号に定める普通株式分配基準額を支払う。 (2)　（記載省略） (3)　（記載省略） (4)　普通株式分配基準額の調整 (a)　（記載省略） (b)　（記載省略） (c)　（記載省略） (d)　普通株式分配基準額調整式に使用する普通株式１株当たりの時価は、調整後普通株式分配基準額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社ジャスダック証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。）とする。 (e)　（記載省略） （議決権） 3　（記載省略） （普通株式を対価とする取得請求権） 4　（記載省略） (1)　（記載省略）	（劣後株式） 第11条の3　（現行どおり） （剰余金の配当） 1　当会社は、劣後株式を有する株主（以下「劣後株主」という。）または劣後株式の登録株式質権者（以下「劣後登録株式質権者」という。）に対し、剰余金の配当を行わない。 （残余財産の分配） 2　当会社の残余財産を分配するときにおいて、第１種優先株主または第１種優先登録株式質権者に対して第11条の２に従い残余財産の分配をした後に残余財産があるときは、普通株主または普通登録株式質権者に対して、劣後株主または劣後登録株式質権者に先立ち、普通株式１株につき第(3)号に定める普通株式分配基準額を支払う。 (2)　（現行どおり） (3)　（現行どおり） (4)　普通株式分配基準額の調整 (a)　（現行どおり） (b)　（現行どおり） (c)　（現行どおり） (d)　普通株式分配基準額調整式に使用する普通株式１株当たりの時価は、調整後普通株式分配基準額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社大阪証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。）とする。 (e)　（現行どおり） （議決権） 3　（現行どおり） （普通株式を対価とする取得請求権） 4　（現行どおり） (1)　（現行どおり）

(2) 当初取得価額 取得価額は、当初、平成22年５月１日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日（以下、本号において「当初時価算定期間」という。）の株式会社ジャスダック証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。）の99%（円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。）に相当する額とする。 なお、当初時価算定期間の開始日以降、平成22年５月１日（同日を含む。）までの間に第２項第(4)号に規定する事由が生じた場合、上記の終値（気配表示を含む。）は第２項第(4)号に準じて当会社が適当と判断する値に調整される。 (3) 取得価額の修正 劣後株主が転換請求をする場合、取得価額は、当該転換請求日における時価（以下に定義される。）の99%（円単位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を切り下げる。）に相当する額に修正される（以下、本号においてかかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。）。 転換請求日における時価は、各転換請求日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日（以下、本号において「時価算定期間」という。）の株式会社ジャスダック証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。）とする。 なお、時価算定期間の開始日以降、転換請求日（同日を含む。）までの間に第２項第(4)号に規定する事由が生じた場合、上記の終値（気配表示を含む。）は第２項第(4)号に準じて当会社が適当と判断する値に調整される。	(2) 当初取得価額 取得価額は、当初、平成22年５月１日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日（以下、本号において「当初時価算定期間」という。）の株式会社大阪証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。）の99%（円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。）に相当する額とする。 なお、当初時価算定期間の開始日以降、平成22年５月１日（同日を含む。）までの間に第２項第(4)号に規定する事由が生じた場合、上記の終値（気配表示を含む。）は第２項第(4)号に準じて当会社が適当と判断する値に調整される。 (3) 取得価額の修正 劣後株主が転換請求をする場合、取得価額は、当該転換請求日における時価（以下に定義される。）の99%（円単位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を切り下げる。）に相当する額に修正される（以下、本号においてかかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。）。 転換請求日における時価は、各転換請求日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日（以下、本号において「時価算定期間」という。）の株式会社大阪証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。）とする。 なお、時価算定期間の開始日以降、転換請求日（同日を含む。）までの間に第２項第(4)号に規定する事由が生じた場合、上記の終値（気配表示を含む。）は第２項第(4)号に準じて当会社が適当と判断する値に調整される。

（普通株式を対価とする取得条項） ５　当会社は、劣後転換請求期間の末日の翌日以降、いつでも、当会社取締役会が別に定める日（以下、本項において「一斉転換日」という。）が到来することをもって、劣後転換請求期間中に取得請求のなかった劣後株式の全部または一部を、普通株式の交付と引換えに取得するものとし、当会社は、かかる劣後株式を取得するのと引換えに、かかる劣後株式の数に50,000円を乗じて得られる額を劣後転換請求期間の末日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社ジャスダック証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。なお、かかる期間の開始日以降、一斉転換日（同日を含む。）までの間に第２項第(4)号に規定する事由が生じた場合、上記の終値は第２項第(4)号に準じて当会社が適当と判断する値に調整される。）で除して得られる数の普通株式を劣後株主に対して交付するものとする。劣後株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に１株に満たない端数がある場合には、会社法第 234 条に従ってこれを取扱う。なお、劣後株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。 （金銭を対価とする取得条項） ６　（記載省略） （株式の併合または分割、募集株式の割当て等） ７　（記載省略） （優先順位） 第 11 条の５　Ａ種優先配当金、Ａ種優先中間配当金、Ａ種累積未払配当金、第１種優先配当金、第１種優先中間配当金および第１種累積未払配当金の支払順位は、第１種累積未払配当金を第１順位とし、第１種優先配当金および第１種優先中間配当金を第２順位とし、Ａ種累積未払配当金を第３順位とし、Ａ種優先配当金およびＡ種優先中間配当金を第４順位とする。	（普通株式を対価とする取得条項） ５　当会社は、劣後転換請求期間の末日の翌日以降、いつでも、当会社取締役会が別に定める日（以下、本項において「一斉転換日」という。）が到来することをもって、劣後転換請求期間中に取得請求のなかった劣後株式の全部または一部を、普通株式の交付と引換えに取得するものとし、当会社は、かかる劣後株式を取得するのと引換えに、かかる劣後株式の数に50,000円を乗じて得られる額を劣後転換請求期間の末日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社大阪証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。なお、かかる期間の開始日以降、一斉転換日（同日を含む。）までの間に第２項第(4)号に規定する事由が生じた場合、上記の終値は第２項第(4)号に準じて当会社が適当と判断する値に調整される。）で除して得られる数の普通株式を劣後株主に対して交付するものとする。劣後株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に１株に満たない端数がある場合には、会社法第 234 条に従ってこれを取扱う。なお、劣後株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。 （金銭を対価とする取得条項） ６　（現行どおり） （株式の併合または分割、募集株式の割当て等） ７　（現行どおり） （優先順位） 第 11 条の４　第１種優先配当金、第１種優先中間配当金および第１種累積未払配当金の支払順位は、第１種累積未払配当金を第１順位とし、第１種優先配当金および第１種優先中間配当金を第２順位とする。

第４章　取締役および取締役会 （取締役の任期） 第 20 条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。 ２　補欠または増員により選任された取締役の任期は他の取締役の任期の満了するときまでとする。	第４章　取締役および取締役会 （取締役の任期） 第 20 条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。 （削　除）

以　上